

第23回教育委員会（定）

開会日時 令和6年 11月 14日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時23分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	青 木 義 男
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子

出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長事務取扱参事	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	富 田 和 己	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	施設整備担当副参事	彼 島 勲
生涯学習課長	太 田 弘 晃	地域教育力推進課長	高 木 翔 平
教育支援センター所長	石 野 良 恵	中央図書館長	松 崎 英 司

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆さん、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和6年第23回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長事務取扱参事、金子学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いします。

本日の委員会は、傍聴人はいらっしゃいません。

初めに私から報告いたします。

高野佐紀子教育長職務代理者が11月1日をもって任期満了になり、小林美香様が10月28日の区議会本会議におきまして、板橋区教育委員会委員としての同意を得て、11月2日付で区長から教育委員に任命されたことをご報告いたします。

また、小林委員は11月2日より教育長職務代理者として指名をしております。それでは、小林委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

小 林 委 員 初めまして、小林美香と申します。どうぞよろしく願いいたします。

板橋区に生まれまして、板橋区の学校、常盤台小学校、上板橋第一中学校、都立北園高校を卒業いたしまして、ずっと板橋で育ってまいりました。

今回のお仕事は初めてということで、委員の先生方、教育長から学ばせていただきながら尽力できたらと思っております。ご指導の方、よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

日程第一 議案第32号「意見の聴取について」と、報告(1)「入学予定校変更希望制における応募状況について」は、令和6年第4回区議会定例会で審議を予定している案件のため、報告(2)「令和5年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況について」は、令和7年1月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

初めに教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

教 育 長 なければ、非公開案件の議事に入ります。

○請願

日程第一 議案第32号 意見の聴取について

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第32号 意見の聴取について、次長と教育総務課長から説明を願います。

次 長 よろしくお願いたします。

議案第32号「意見の聴取について」ということで、上記の議案を提出するものでございます。

提出者は、長沼豊教育長でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきます、区長からの条例案等に対する意見の聴取依頼の案件でございます。

内容としましては、区議会第4回定例会に上程されます、休暇に関する条例改正案3件に関してと、区立榛名林間学園の廃止条例案、並びに区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定に関するもので、合計5件となっております。

詳細につきましては、教育総務課長事務取扱参事の方から説明させていただきます。

教育総務課長 資料の方をご覧ください。たくさんございますが、8/12ページまで行ってください。

そちらに、最初の3つの条例改正の概要が出ております。

5つのうち、まず3つ。職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例。こちら3つにつきましては共通になりますので、併せてお話をいたします。

これらの改正理由は、子を養育する職員及び幼稚園教育職員に対して、継続的な勤務と福祉の増進を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間を補完して、満12歳までの子を養育する職員及び幼稚園教育職員を取得対象とする子育て部分休暇を導入することに伴って、条例を改正するものでございます。

改正の中身としましては、大きくは1つですが、2つございます。

まず主要なところとしましては、任命権者は、職員及び幼稚園教育職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するために、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合における休暇として、子育て部分休暇を承認する規定

を定めるというものでございます。

もう一つは、子の部分休暇に関する必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得た上で、板橋区規則又は板橋区教育委員会規則で定めるというものでございます。

(2)の2つ目の方が職員の育児休業等に関する条例のところですが、子育て部分休暇と育児部分休業を同日に取得する際には、合計2時間まで取得可能とする調整規定を定めるというものでございます。

簡単に要約いたしますと、これまで育児部分休業で満6歳まで部分休暇を取れていたものが、さらに補完する形で追加で満12歳まで子育て部分休暇を取れるということで、出生から満12歳まで子育てに関して、一定時間の休暇が取れるという制度に改まっているところでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

次に参ります。9/12ページ、4つ目の条例の改正でございます。

東京都板橋区立榛名林間学園条例を廃止する条例でございます。

榛名林間学園を廃止するというところで、この設置条例も廃止するというところで、施行日は、令和7年4月1日ということになります。経過措置も設けてございます。

以上、4つ目の条例改正です。

最後、5つ目です。10/12でございます。

東京都板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の指定ということで、指定される指定管理者ですが、株式会社サンワックスでございます。

指定の期間が、令和7年4月1日から令和12年3月31日までということで、この指定をされるまでのプロセス等は、その次の11/12ページのところに細かくは記載してございます。

説明の方は省略をさせていただきます。

以上、5つの条例改正につきまして、区長原案に同意をいただきたく議案を提出いたしました。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。それでは、質疑意見等ございましたらお願いします。

私からは、議案第101号の郷土芸能伝承館の件ですが、決まった業者さんは現在もやっていたりしている業者さんなのか、新しい業者さんなのか。どちらでしょうか。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。

今期やっただいておりまして、来期やっただきますと二期目という形になるところでございます。

教 育 長 継続ということですね。

生涯学習課長 おっしゃるとおりでございます。

教 育 長 分かりました。他に何かご質問等ございますか。
よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第32号については、原案のとおり
可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○報告事項

1. 入学予定校変更希望制における応募状況について

(学一1・学務課)

教 育 長 引き続き、報告事項を聴取します。

報告(1)「入学予定校変更希望制における応募状況について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 学務課長です。よろしくお願いいたします。

入学予定校変更希望制における応募状況についてでございます。資料の方は、「学一1」をご覧くださいければと思います。

1の実施状況の(1)受付期間につきましては、記載のとおりでございます。

(2)新入学に関する案内冊子の送付数でございますが、小学校が3,798人、中学校が4,142人で、この人数がそれぞれ令和7年度に入学予定の児童生徒数でございます。

続きまして、(3)入学予定校変更希望者数でございますが、小学校が435人で申込割合は11.5%、中学校が767人で18.5%でございます。

(4)各学校の応募状況につきましては、別表をご覧くださいければと思います。

2ページに移りまして、別表1の小学校の応募状況でございます。

表の見方でございますが、例えばナンバー1の志村小学校につきましては、新1年生の受入可能数が65人で、それに対して希望者が73人でございます。希望者が受入可能数を超過しておりますので、抽選を実施いたします。

希望者73人の内訳につきましては、通学区域の児童が61人おりますが、このうち1名が通学区域外の学校を希望してございます。通学区域外からの希望している児童が12人でございます。したがって、通学区域内の児童は全員入学が可能であり、受入可能数65人から通学区域内の入学者60人を差し引くと、残り5人まで入学が可能でございます。通学区域外からの希望者が12人おり、

このうち4名は兄弟在学者のため優先入学となり、抽選による当選人数は残り8人中1人ということになります。

続きまして、ナンバー2の志村第一小学校につきましては、新1年生の受入可能数が98人で、それに対して希望者が57人でございます。希望者が受入可能数に達してございませんので、抽選は実施せず、通学区域外からの希望者も含めて入学が可能でございます。

続きまして、志村第二小学校につきましては、適用除外校となっております。こちらは、表の下段に注釈を加えてございますが、通学区域内の児童だけで受入可能数を超えておりますので、通学区域外からの希望者の受入れを制限する学校でございます。

続いて4ページに移っていただきまして、こちらが中学校の状況でございます。別表2です。

こちらは、中学校の応募状況でございますが、中学校では抽選を実施するか否かは、私立中学校等への過去3年間の進学実績などを考慮した上で、学校と協議をし決定していることから、受入可能数に対し、希望者が超えている場合でも抽選を実施しない学校がございます。

1ページに戻っていただきまして、2が抽選の実施でございます。

小学校につきましては8校でありまして、10月17日に抽選を実施してございます。中学校につきましては3校であり、こちら11月11日に抽選を実施する予定であります。

3は、今後のスケジュールでございます。

(1) 就学时健康診断の実施につきましては、記載のとおりでございます、(2) 就学・入学通知の発送が令和7年1月上旬、(3) の抽選後の補欠登録期間は記載のとおりでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

抽選を実施した学校で、例えば中学校ですと補欠登録の期間があるということは、仮に私立の中学へたくさん抜けてしまって希望者が減った場合には、補欠から繰り上げていく形で連絡をしていくということでしょうか。

学 務 課 長 そうですね。中学校の方は、ほとんど私立の入学者による繰上げ当選がほとんどでございますので、大体、2月上旬ぐらいに集中的に中学受験がありますので、2月の中旬ぐらいまでには繰上げ当選者が決まる。

大方は、抽選のときは一旦は補欠登録になりますが、結果的には皆さん繰上げ当選で希望どおり入学できているということが実情でございます。

教 育 長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
よろしいですか。

(なし)

○報告事項

2. 令和5年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況について

(指-1・指導室)

教 育 長 それでは、報告(2)「令和5年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 指導室長でございます。令和5年度板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、令和6年10月31日、文部科学省より「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表されました。このことを受けまして、各調査の数値等が確定したため、板橋区における「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況について報告いたします。

まず1をご覧ください。暴力行為の発生件数についてです。

令和5年は小学校が21件、中学校が10件となっております。

こちらにつきましては、全体的に増えたというよりも、幾つかの学校がありまして、そちらの学校に偏っているという状況もございますので、個別に学校を支援をしていくという形で対応していきたいと考えております。

2のいじめの認知件数についてでございますが、小学校が4,742件、中学校が290件ということで、いじめの認知件数の総数は5,032件でございます。令和4年度と比較すると、小学校で59件の増加、中学校で127件の減少となっております。

小中学校合わせて5,000件ということを考えますと、中学校では減少しておりますが、昨年度と同様に、いじめの定義の理解が進み、アンケート等を活用して児童生徒の状況を適切に捉えることができるようになってきたことが原因というふうに考えております。

今後も軽微なトラブルであっても、いじめの定義に基づいて正しく認知し、本人及び保護者の被害性に寄り添い、解決に至るまで適切かつ丁寧な対応をしていくよう各学校に指導してまいりたいと思います。

3、不登校児童生徒数についてご覧ください。こちらにつきましては、小学校が545件、中学校が799件ということで、合計して1,344件となっております。こちらにつきましては、令和4年度と比べて件数としては伸びておりますが、令和3年度から比べると、少しずつ増加の率というところは減っているという状況でございます。

不登校につきましては、多様な実態、状況等がございますので、それに合わせて対応していくとともに、指導室としても学校における居場所ですとか様々な対応をしているところではございますが、どこにも相談できていない子を減らしていくというところを観点として取り組んでまいりたいと思います。

いずれにしましても、こちらの状況について報告させていただきましたが、詳

しい状況と課題について明らかにすることと、それから教育委員会としての取組については、また詳細をまとめた形で教育委員会に報告をさせていただきたいと思っておりますので、現時点での数値等々について、この場では報告させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 ご説明ありがとうございました。

少し過去のも見て、若干気になったことでご質問したい点がありまして。

暴力行為に関しては、令和3年度は意外に突出しているように思ったのですが、例えばいじめや何かに関しては、逆に、この時期はコロナの影響があったので、全体的に少し減ってきている感じがあるのに、令和3年度の暴力行為が少し突出しているというのは、何か理由があったのかということ。

もう一つ、いじめの認知件数の令和4年、令和5年の辺りは、SNSを介したいじめというのがカウントされているのか。その2点について教えてください。

指 導 室 長 まず、一点目の暴力行為についてでございますが、令和3年度が増えた原因というよりも、先ほどもお話しましたが、個の学校の状況ということがあって、その中で件数が増えたり減ったりということでございます。全体的な傾向というより、個々の学校の中での増。児童生徒の状況が原因となっておるところですので、なかなか全体の傾向という掴み方ではないような形で個別の対応というふうに私たちは思っております。

もう一点のいじめの認知件数の中のSNSですが、こちらはいじめの定義の中にも、インターネットを通じたものも含むというふうになっておりますので、こちらも含めております。

以上でございます。

青 木 委 員 どうもありがとうございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

善 本 委 員 よろしくお願いたします。

おまとめいただきまして、お疲れさまでございました。私もずっと児童生徒の問題行動調査、都教委時代に担当していましたので、この結果が出るたびに様々なことを分析したり対応したりしてきたところです。

いじめの認知件数については、まさに指導室長がおっしゃったように、要は、対話が丁寧になってきて認知件数が進んできたという要素もあるかなというふうに思うのですが、その中で文科省の概要では、重大事案についての数値も出ているところなのですが、その辺りの状況、もし今でなくても構わないのですが、

どのような状況でしょうかというところをお伺いできればと思います。

指導室長 指導室長でございます。

重大事態につきましては、先日のいじめ問題対策連絡協議会でも報告はしたのですが、令和5年度については4件になっています。

そこにつきまして、細かい対応等についてはまたお知らせします。

以上です。

教育長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

それでは私から。このデータの数自体もさることながら、それをどう捉えて、分析をして、そして生かしていくかということが大事ですので、引き続き指導室の方でしっかり分析をして、生かして行ってください。よろしくお願いいたします。

指導室長 分析したものをご報告させていただきますので、またご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 それではよろしいでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午前 10時 23分 閉会